

# 柳津町農機具等マッチング事業

## ⑦ 実物・契約確認

譲受希望者から譲渡申込者へ連絡を取り、機械等の実物と契約内容を確認する

※契約内容は町では介入しない

譲渡申込者  
(町民)

譲受希望者  
(町民)

## ⑧ 譲渡

契約が決まり次第、譲渡申込者から譲受希望者へ譲渡する

## ① 譲渡申込

譲渡希望者は、町へ申請書および同意・誓約書を提出する  
(様式第 1、2 号)

## ⑨ 完了報告

譲渡者は、町に完了報告書を提出する  
(様式第 6 号)

## ◎再掲載申込

期間経過後も町 HP への掲載を希望する場合は、町へ再掲載申込書および同意・誓約書(再掲載用)を提出する  
(様式第 7、8 号)

※再掲載期間 最長 1 年

## ② 確認・決定通知

町で申込内容・譲渡する機械等の確認し、町 HP への情報掲載決定後、譲渡申込者へ決定通知を送付する ※掲載期間 1 年

## ⑤ 譲受希望報告

町から譲渡申込者に対して譲受希望者の氏名、電話番号を伝える

## ④ 譲受申込

譲受したい場合、町へ連絡する  
(電話またはメール)

## ⑥ 連絡先伝言

譲受希望者へ譲渡申込者の連絡先を伝える

町(農林振興係) TEL: 42-2116

Mail: [nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp](mailto:nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp)

## ③ 情報掲載

譲渡情報を町 HP に掲載する

## ⑩ 掲載情報削除

町 HP の譲渡情報を削除する